

第 1 回専門部会資料に係る意見・質問に対する回答

No	資料 番号	該当 ページ	質問内容	回答
1	9	59	問44で、サービスの認知度や利用希望を尋ねています。この回答の年代ごとの違いや傾向などがわかりましたら、教えてください。	市単サービスにおいては、「知らない」という方が各世代とも高い傾向にあります。一方、介護サービスについては、年代が高くなるにつれ「知らない」という方が増加する傾向にあります。
2	9	62-66	問47で武蔵野市の高齢者福祉施策や介護保険事業へのご意見・ご要望への記述についての年代ごとの違いや傾向などがわかりましたら、教えてください。	自由記述のあった方の年代別の傾向や違いについては、特にばらつきもなく各年代より万遍なくご意見をいただいております。
3	10	15-16	ケアマネジャーの年齢構成で60歳代以上の割合が増加する一方、30歳以下の減少が大きいです。経験年数も10年以上の方が最も多く、経験の少ない方が減っています。武蔵野市でケアマネジャーを目指す人が減少している理由はどのようなものが考えられますでしょうか？	ケアマネジャーの年齢構成において60歳以上が増加し、30歳以下が減少する状況は全国的な傾向であり、武蔵野市にもおいても同様です。平成30年に、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件が厳格化(国家資格に基づく実務経験5年)された影響で、新たに介護支援専門員になれる方が減少したことや、介護保険制度の創設からの時間経過による影響があります。また、近隣の求人状況や雇用条件等による影響も考えられますが、市としては、ケアマネジャーガイドラインの策定や新任研修、Reスタート支援金等を通じて、新たにケアマネジャーとなる方への支援を継続してまいります。

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
4	10	66-68	<p>上記のNo.3と関連しますが、ケアマネジャーの業務の多さに関する記述が多いです。特にP66下から2行目—P67 の意見によれば、①武蔵野市では無償の地域貢献、市の事業への参画などが多い、②他の行政では予算の確保や業務免除があると記述されています。ほかの意見でも、事務作業の負担や簡易化への希望が多くみられています。武蔵野市での、ケアマネジャーに依頼している業務や負担軽減のためにとられている方策、新たな方策の可能性などをお尋ねしたいです。</p>	<p>当市では、熱中症予防の声掛けや災害時要援護者の対応、ダブルケアへの対応など、多分野でケアマネジャーにご協力いただいています。また、地域における専門職として、地域の福祉系の会議などにも出席いただいております。</p> <p>ケアマネジメント業務自体についても事務作業の負担が課題であるとお声をいただいております。市としても業務負担軽減が必要という認識です。市の取り組みとしては、ケアマネジャーにとって3年毎の制度改正・報酬改定の際にその詳細を把握することが負担になります。集団指導や研修を活用して制度・報酬改定の解説を実施しております。Web会議形式でも質の維持が可能な研修についてはオンラインによる開催を導入するといった負担軽減の取り組みも進めております。また、今年4月より本格稼働したケアプランデータ連携システムが業務負担軽減に寄与すると考えており、こういった国の施策やツールを活用しながら、アンケートでいただいたご指摘を踏まえつつ、引き続き業務負担軽減に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>(【ご参考】「独自報酬」は、報酬に伴う責任として、参画した際に求められる質の水準が上がることで、一層の業務負担が発生する可能性があります。「業務免除」については、免除された業務について質の低下が懸念されます。)</p>
5	11	19-20	<p>外国人介護職員の受け入れ研修は、令和元年度調査では10事業所、21人とのことです。P20の問8では言語に関する課題が多くなっています。5月11日の専門部会では、「配偶者」の方がほとんどの説明を受けておりますが、言語の問題等に関して事業所や外部機関等で特別な研修や支援体制の整備等を実施しているのでしょうか？</p>	<p>市として独自の取り組みはございませんが、東京都が実施する「外国人介護従事者受け入れ環境整備等事業」において、介護施設等を対象として、技能実習に必要な日本語教育が円滑に実施されるように支援(補助金)が実施されています。</p> <p>なお、介護事業者としては、言葉の微妙なニュアンスを伝えることや、行間を読んだ上での行動など求めることが難しいといった声がございます。また、文化や言語の違いから、受け入れ側の体制整備が必ずしも十分でない場合があると考えています。アンケート結果やご指摘いただいた内容を参考に、地域包括ケア人材育成センターとも協議して今後の対応を検討してまいります。</p>

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
6	なし		上記3-4とも関連しますが、人材確保については、武蔵野市では地域包括人材育成センターがあります。他の自治体等における介護人材(ケアマネジャーのほかケアワーカー)確保や定着、負担軽減の取り組み、またその取り組みを武蔵野市でも実施できる可能性などに関する資料やデータがあるとありがたいです。	他自治体における人材確保や定着の取り組みとしては、介護職に関する普及啓発、介護未経験者でも受講ができる研修の実施、介護施設等に就職した方への補助金といったものがあります。当市においても、人材の確保の取り組みとして、令和2年度に「武蔵野市介護職・看護職Reスタート支援金」を創設し、介護施設等に介護・看護職員として新たに就職する方や再就職する方への支援を行いました。令和4年度以降、より多くの方に市内事業所で働いていただけるよう、対象となる事業所や資格を拡充し、また非常勤職員(有資格者)も対象に加えて事業を継続しています。地域包括ケア人材育成センターにおいては、介護職員初任者研修や武蔵野市認定ヘルパー養成研修を実施しています。また、介護や看護に従事する方々が誇りとやりがいをもって働きつづけられることを目的に、「ケアリンピック武蔵野」を開催しており、永年従事者表彰や先進的な事例の紹介、演題発表等を行うなど、定着に向けた取り組みも行っています。負担軽減について、ご要望の資料等はございませんが、実際に行っている取り組みとしては、各種の申請書や報告書等を国の標準様式に統一することによって、書類作成の負担軽減を行っています。国が整備をしている電子申請届出システムの活用による指定申請等の電子化についても、東京都の状況を踏まえつつ、対応をしていきます。市から事業所に適宜情報提供を行うことや、研修等におけるWeb会議ツールの活用についても継続していきたいと考えております。
7	9	10	(4)サービスの認知・利用意向については、ひとり暮らし高齢者調査(現在進行中)でも同様の質問をしています。同じような調査であり、戸惑いがあります。アウトプットの一元化が望ましい。	ひとり暮らし高齢者調査におけるサービス利用意向の内容は、独居高齢者対象のサービスに限定しております。また、訪問調査時に民生委員・児童委員が本項目について聞き取りを行うとともに、高齢者サービス一覧のチラシを用いてサービス内容の周知も兼ねて実施する目的から、両調査において設定していますので、ご了承ください。

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
8	10	10	<p>介護保険制度の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネジメントの利用者負担に対する意見(問34) ●軽度者の訪問介護における生活援助の地域支援事業への移行に対する意見(問35) <p>このアンケートの質問項目の文章は、武蔵野市独自で作られたものなのですか？それとも社会保障審議会介護保険部会等で作られたものなのですか？ちょっと誘導的かなと思いますが、この2つは2024年の介護保険制度改正の「給付と負担」に関する大きな問題です。アンケート調査のメインに位置付けてくださった高齢者支援課のスタッフの皆さんに期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネの資質向上・研修が必要だと言われますが、武蔵野市としてはケアマネが利用者を何人担当するのが良いと考えていますか？ <p>私は一人ケアマネの事業所経営者でしたので、それなりの報酬計算を考えてきましたが問題は多いです。</p>	<p>【ケアマネジメントの利用者負担・軽度者の地域支援事業への移行について】 社会保障審議会介護保険部会等を参考に前回第8期の実態調査から採用した設問になります。 令和4年12月20日の介護保険部会において意見が取りまとめられており、居宅介護支援への自己負担の導入については「第10期計画の開始までの間に検討を行い、結論を出す」とされており、市としては国の動向を注視し、しっかりと対応を検討してまいります。</p> <p>【ケアマネの資質向上・研修について】 厚生労働省が示した運営基準においては「介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とする」と目安が示されている他、ケアマネジャー1人当たり利用者を40人以上担当した場合は介護報酬に逡減性が適用されるといった規定になっていますが、明確な上限は設けられていません。 市としては、運営基準が遵守され、適切なケアマネジメントが実施されることが重要であると考えており、また、ケアマネジャーの経験や働き方、利用者の状態、地域によってケアマネジメントを提供する環境に違いがあるため、適切な担当利用者数はケアマネジャーによって異なるものと考えております。</p>

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
9	なし		<p>高齢者福祉計画と介護保険事業計画とは異なると思います。まだ第1回目ですので方向性がわかりませんが、多くの高齢者は元気です。高齢者としては「自分の老後は自分で決めたい」です。高齢者イコール福祉という考え方は変えてほしいです。高齢者ハラスメントです。高齢者は年金や退職金などの貯えで暮らし方を考えています。特に武蔵野市に住む高齢者はお金もそれなりに持っています。</p> <p>行政が行う「福祉」、介護や生活支援はもちろん必要ですが、人生100年時代、当事者である団塊世代の人達で自分たちの暮らし方を考える「高齢者の元気暮らし検討会」などを作ったほうが良いと思います。アンケートだけではだめなのです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。専門部会の皆さまにご議論いただきたいと考えております。</p>
10	なし		<p>2024年度の改正(見直し案)に対して、「武蔵野市として、国等の検討委員会委員や意見聴取等への協力により見直しには慎重な対応を求めている」とありますので、2025年。団塊世代・後期高齢者の私としては、現在先送りになっている利用者の2割負担、福祉用具のレンタルから買い取り等「給付と負担」の問題を広く市民に知らせ、介護保険の改定に対しても言える委員でありたいと思います。</p>	<p>市としては引き続き国からの意見聴取等に対し必要な意見を述べるとともに社会保障審議会(介護保険部会)における検討内容を見守って参ります。併せて専門部会の皆さまにもご議論いただきたいと考えております。</p>

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
11	なし		①「介護保険は、利用者の自己決定、自己選択の制度」と聞いています。市の資料によると介護認定を受けた後、「ケアプランを立てましょう」とありますが、ケアプランを立てる事業者は誰がどのように選ばれているのでしょうか。利用者が選択できるシステムがあるべきではないですか？また、どうやったら事業所やケアマネの変更ができるのでしょうか？	<p>居宅介護支援事業所(ケアプランを立てる事業者)との契約は、ご利用者様と事業者の直接契約となっておりますので、どの事業者をお使いになるかはご利用者様自身で選択することが出来ます。ケアプランの作成については、居宅介護支援事業所に所属している介護支援専門員(以後ケアマネと記載)が作成のお手伝いを致しますが、アセスメントの結果を反映した内容について、ケアマネはプランの原案を示し、その内容について説明を行い、ご利用者様の同意を頂くことで完成しますので、これも最終決定権はご利用者様にあります。また、利用するサービスについての決定権だけでなく、そのサービスを提供する事業所の候補をケアマネは複数示しますので、どの事業者を使うかの決定権もご利用者様が持っておられます。ここまでの内容は運営基準として厚生労働省令に規定され、違反すると報酬の減算処置が科されるため、各居宅介護支援事業所はこの運用を遵守し、ご利用者様の選択権を確保します。</p> <p>ケアマネジャーの変更については、同一居宅介護支援事業所内での担当変更をご希望の場合は、各事業所と直接ご相談頂くこととなりますが、居宅介護支援事業所の変更については、前述のとおりご利用者様の意思で変更することが可能です。</p>
12	なし		②老人保健施設、特別養護老人ホームなどに入所希望について。それぞれの施設に待機者が何人位いて、どのくらい待ったら入所できるのですか？	<p>市としては介護老人保健施設、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における施設ごとの待機者数について施設より報告を受けておりますが、他施設に入所した方が施設への入所申請を取り下げている場合が多く、数値が実態より多く出ます。また、申請後の入所時期は、空き状況(多床室⇄個室、介護度)といった施設の状況や申請者の状態などによって異なるため、一概に目安となる期間をお示しするのは難しいことをご理解ください。</p>

No	資料番号	該当ページ	質問内容	回答
13	なし		③それぞれの施設(個室や多床室など)に入所すると費用はいくら位かかるのですか？市民としては、具体的な目安が知りたいです。	各サービスごとの費用のイメージは「高齢者サービスの手引き『いき・いき』」P81～P91に記載しております(1割負担の方の場合の目安。2割、3割負担の方は記載金額の2倍、ないし3倍)。介護保険施設については、P85に記載がありますが、この他にも部屋のタイプ別の居住費と食費がかかります。居住費、食費(両方とも保険給付対象外経費)の金額設定は施設ごとに異なるため、各施設にお問い合わせを頂く必要がありますが、低所得者の方には、居住費・食費の負担軽減制度(P95)がございます。また、保険給付の対象となるサービスについては、ひと月の負担額に上限を設け、その上限を超えた金額について数か月後にお返しする高額介護サービス費(P92)がございますので、併せてご確認ください。
14	なし		④入所申し込みの手続きはケアマネさんがやってくれるのですか？家族等がやらなければならないのでしょうか？病院に入院すると今までのケアマネが病院のケアマネに変わってしまいましたが、誰に頼めばよいのですか？	介護保険施設の利用を希望する場合の手続きは自治体によって異なりますが、本市ではご本人やご家族から施設に直接お申込みいただくこととなります。入院をされている場合は病院の医療相談員、在宅の場合はケアマネジャーが支援を行います。